



## 第21回目白ロードレース



平成30年3月4日(日) 午前8時受付開始  
学習院キャンパス周辺の周回コース  
※雨天決行

◇種目…①親子レース(小学1～3年生と保護者)、②小学校4～6年生、③中学生※団体戦あり、④高校生～29歳、⑤30～39歳。ほか40歳以上の種目もあり。詳細は区ホームページ参照◇区内在住、在勤、在学および近隣の小学生以上で健康な方◇1,000名◇親子レース1組1,500円、中学生以下1名1,500円、高校生以上1名3,000円  
☑指定の申込用紙(区スポーツ施設窓口などで配布)で、12月11日～平成30年1月19日の間に参加費を添えて郵便局かゆうちょ銀行で申込み※先着順。

☎目白ロードレース実行委員会事務局 ☎5979-6070

### パブリックコメント

#### 「豊島区地域保健福祉計画(素案)」をまとめました

保健福祉の総合計画である「豊島区地域保健福祉計画」の改定にあたり、計画の素案をまとめました。この素案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

#### ●閲覧できます

素案の全文は12月28日まで、福祉総務課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

#### ●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクス

かEメールで12月28日(必着)までに「福祉総務課計画グループ☎3981-4303、✉A0015209@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。☎当グループ ☎4566-2422

#### 「豊島区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(素案)」をまとめました

高齢者福祉分野における目標と具体的な施策を示す「豊島区高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」の改定について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

#### ●閲覧できます

素案の全文は12月28日まで、介護保険課、高齢者相談総合センター、行政情報コーナー、区民事務所、区

書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

#### ●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクスかEメールで12月28日(必着)までに「介護保険課管理グループ☎3981-6208、✉A0016408@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。☎当グループ ☎3981-1942

#### 「豊島区障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(素案)」をまとめました

「豊島区地域保健福祉計画」の見直しに伴い、障害者福祉施策も一層の推進を図るため、障害者計画と障害福祉計画を一体的に見直し、新たに計画の素案をまとめました。この素案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

#### ●閲覧できます

素案の全文は12月28日まで、障害福祉課、心身障害者福祉センター、障害支援センター、駒込生活実習所・福祉作業所、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区ホームページで閲覧できます。

#### ●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクスかEメールで12月28日(必着)までに「障害福祉課政策推進グループ☎3981-4303、✉A0015600@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。☎当グループ ☎3981-1766

#### 「第三期特定健康診査・特定保健指導実施計画及び第二期データヘルス計画(案)」を策定しました

これまでの事業計画における課題の整理、蓄積されたデータの分析、効果を検証し、計画案を策定しました。この計画案について、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。

#### ●閲覧できます

計画案は12月25日まで、国民健康保険課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、区民ひろば、区ホームページで閲覧できます。

#### ●ご意見をお寄せください

便せんなどに①ご意見②〒・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、郵送かファクスかEメールで12月25日(必着)までに「国民健康保険課管理グループ☎3981-6491、✉A0013808@city.toshima.lg.jp」へ。直接当グループ窓口へ持参も可※個別に直接回答はしません。☎当グループ ☎3981-1923

### まちづくり

#### 「南池袋二丁目C地区」市街地再開発事業などの説明会

12月19日(火) 午後7時から としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)◇「南池袋二丁目C地区」第一種市街地再開発事業などの都市計画原案について◇南池袋二丁目1、2、40、43～46番内(ただし環状5の1号線以東)に土地・建物の権利などを持っている方☑当日直接会場へ。☎都市計画グループ ☎4566-2632

## 12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

東京都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、様々な徴収対策に取り組んでいます。区では次のような取組みを実施します。 ☎税務課整理第一・第二グループ ☎4566-2362



●催告書の発送…平成25年度第1期分(平成25年7月1日納期限)～平成29年度第2期分(8月31日納期限)の納付が確認できない方へ、11月27日に催告書を発送しました。期限内に納付してください。

●督促状の発送…平成29年度第3期(10月31日納期限)の納付が確認できない方へ、11月28日に督促状を発送しました。期限内に納付してください。

◇納付方法/納付書、口座振替、モバイルレジ、インターネットによるクレジットカード納付など様々な納付方法があります。それぞれの手続き方法は、区ホームページ参照お問い合わせください。

◇納付が困難な場合/病気や退職などによってやむをえず納期限までに納付できない場合や、生活が困窮している場合には、分割納付などの納税相談を行なっています。第3日曜日にも窓口相談を行なっています。早めに相談してください。

夜間相談窓口を開設します…12月6日(水) 午後5～9時

●滞納処分の強化…納期限までに納付がない場合は、電話催告・訪問催告をします。区が委託した納付案内センターが電話訪問で納付案内を行なっています※訪問員は必ず区が発行する身分証を携帯しています。税を直接徴収することはありません。納期限までに納付も相談もない場合は、差押えを行ないます。平成28年度は約2,500件の差押えを実施しました。

#### こんな時にはご注意ください

①区外に転出する…1月1日現在の居住地で課税されるため、課税された年の途中で区外に転出する場合や日本国外に出国する場合は、区に1年度分の特別区民税・都民税を納付する必要があります。出国などで国内に住所を持たなくなる方は、納税管理人を届け出る義務があります。

②毎月の給与から住民税を引かれていた(特別徴収)方がその会社を退職した場合…特別徴収にならない残りの住民税は普通徴収に切り替わり、納税者自身が納付書などで納付することになります。